

# 勤労者向け融資制度を 勤労者が利用しやすく改善します



# 勤労者福祉金融対策資金貸付金の概要

佐賀県と九州労働金庫との協調融資制度で、  
**「勤労者福利厚生資金」と「育児・介護休業促進資金」**の2種類がある。

	勤労者福利厚生資金	育児・介護休業促進資金
制度開始	昭和53年	平成5年
貸付対象者の収入要件等	世帯における所得金額が、500万円以下の者	育児休業又は介護休業を無給で取得する者(収入要件なし)
貸付限度額	150万円	100万円
貸付期間	5年以内	6年以内
資金使途	①学資、②傷病のための治療費、 ③冠婚葬祭費、④介護のための費用	育児・介護休業中に必要な生活資金
貸付利率(注)	2.1%	2.0%
協調倍率	3倍	
H24予算額(預託枠)	5,000万円	500万円

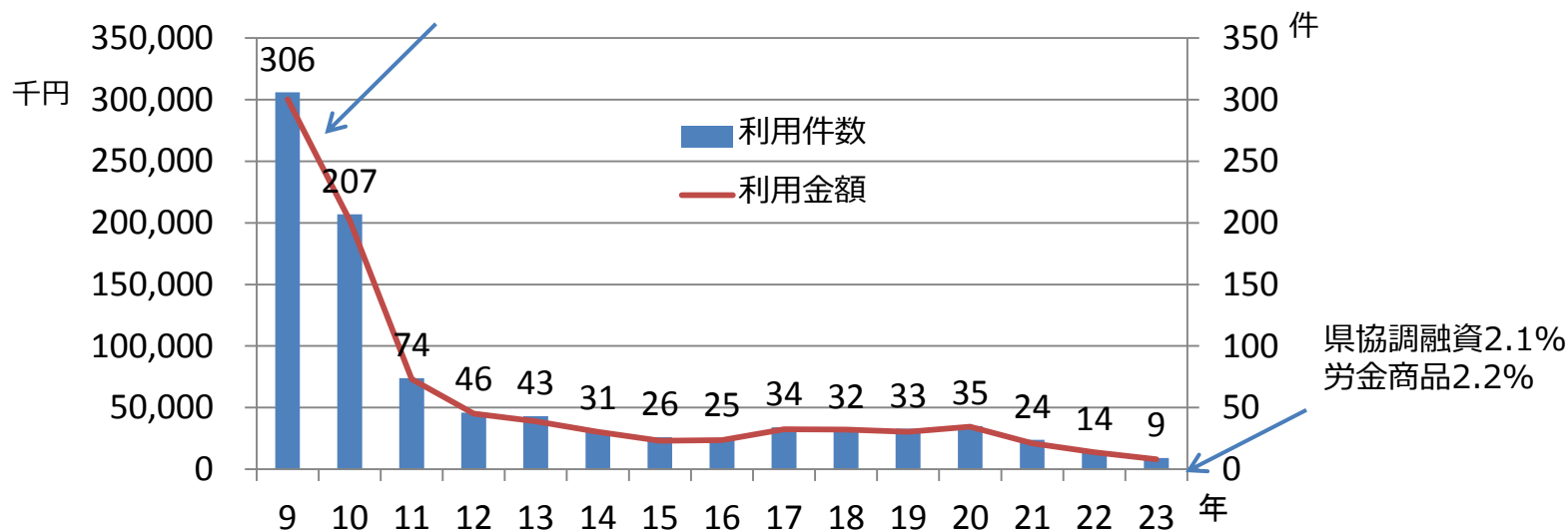
(注)別途保証料が必要 → 労金会員(労働金庫と取引がある労働組合の組合員)は0.7%、会員外は1.2%

# 勤労者福祉金融対策資金貸付金の利用実績

○ 勤労者福祉金融対策資金貸付金は、かつては3億円を超える利用があったが、近年は利用実績が低下。利用低迷の要因としては、「金利メリットの縮小」「用途が限定されている」「貸付限度額が低い」等が挙げられる。  
⇒勤労者の福祉向上を図るため、利用しやすい内容へ抜本的に改正する必要がある。

## ◆勤労者福利厚生資金

県協調融資3.0%、労金商品3.6%



## ◆育児・介護休業促進資金

年度	9	10	11	12	13	14	15	16	17
件数	2	1	5	1	3	6	0	4	2
金額(千円)	2,000	900	4,500	1,000	2,400	6,000	0	3,700	1,600

18年度以降は  
利用実績なし

# 勤労者福祉金融対策資金貸付金の改正内容

## 改正のポイント

教育ローンの申込みピーク時期に合わせて、**2月1日改正**

- ① 勤労者福利厚生資金と育児・介護休業促進資金を統合 → 勤労者福利厚生資金に一本化
- ② 資金用途を大幅に緩和 → 生活資金全般に対応できるように拡充
- ③ 貸付利率を2.1%から2.0%へ引き下げ → 総合計画を踏まえ、教育資金は特別金利1.7%へ

## 新旧対照表

	現 行 [ ]内は、育児・介護促進資金	改正後(2月1日から)
貸付対象者の収入要件等	世帯における年間所得金額が、500万円以下の者 [育児休業・介護休業を無給で取得する者(収入要件なし)]	世帯における年間総収入額が、 <b>800万円以下</b> の者
貸付限度額	150万円 [100万円]	<b>300万円</b>
貸付期間	5年以内 [6年以内]	<b>10年以内</b>
資金用途	学資、傷病のための治療費、冠婚葬祭、介護のための費用等の生活資金 [育児・介護休業中に必要な生活資金]	<b>生活資金等</b>
貸付利率(注)	2.1% [2.0%]	<b>2.0%</b> (ただし、 <b>教育資金は1.7%</b> )

(注)別途保証料が必要 → 労金会員(労働金庫と取引がある労働組合の組合員)は0.7%、会員外は1.2%



これからも、働く人たちを応援していきます。

お問い合わせ先

佐賀県 農林水産商工本部 雇用労働課

TEL:0952-25-7100

E-mail:koyouroudou@pref.saga.lg.jp